

社会福祉法人豊生会 役員等報酬規程

（要旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人豊生会（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び社会福祉法人豊生会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員、評議員及び選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 役員とは、理事及び監事をいう。
- （2） 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （3） 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

（報酬等）

第3条 報酬の構成は、年俸と日当とする。

- 2 前項の報酬は、その職務に応じて受け取ることができる。
- 3 年俸は、年12回に分けて支払い、日当はその都度支払うものとする。

（支給額）

第4条 年俸については、受け取る役員等の数に拘わらず、年間総額1,000万円を超えない範囲とする。

- 2 理事長の報酬については、年間総額300万円を上限として理事会において決定した額とする。なお、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会出席の場合の日当は支払わないものとする。
- 3 役員等の日当については、理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会及び研修会（法人主催のものに限る。）出席の場合1日当たり1人1万円とする。
- 4 役員等が3項以外の日において、法人および事業の運営のため4時間に満たない業務にあたった場合、1人5千円を支払うものとする。

（兼務役員等）

第5条 職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

（改正）

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

令和7年4月1日一部改正